

## さいたま市市民協働推進課ツイッター（Twitter）運用方針

### 1 目的

ツイッターは、手軽に情報発信ができ、閲覧者とのコミュニケーションが簡便なSNSであることが特徴です。そこで、市民活動と協働に関する情報発信手段としてツイッターを活用することで、市民活動団体をはじめとする市民に市民活動と協働の情報を広く提供することを目的にします。

### 2 発信主体及び管理者

発信主体はさいたま市市民協働推進課とし、管理者はさいたま市市民協働推進課長とします。

### 3 アカウント

アカウント名、ユーザー名、URL は次のとおりとします。

アカウント名	…	さいたま市市民協働推進課
ユーザー名	…	SaitamaCvcCoop
URL	…	<a href="https://twitter.com/SaitamaCvcCoop">https://twitter.com/SaitamaCvcCoop</a>

### 4 運用時間

運用時間は、平日の8時30分から17時15分までとします。ただし、管理者が必要と判断した場合には、その限りではありません。

### 5 発信内容

発信内容は、管理者の監督のもと、市民活動と協働に関する次の情報を発信します。なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日）に基づき、運営します。

- (1)市の市民活動及び協働に係る施策・事業に関する情報
- (2)市が協働・主催・共催・後援するイベント・事業に関する情報
- (3)市民活動サポートセンターが主催・協働するイベント・事業に関する情報

### 6 返信、フォロー、リツイート

本アカウントは、さいたま市市民協働推進課の発信に対する意見などに対して、個別に返信はしません。

- 2 本アカウントは、市民活動と協働の情報発信のため、ツイート、フォロー、リツイート等のツイッターの機能を利用します。
- 3 管理者は、アカウントに係る認証情報を厳重に管理し、不正アクセス対策を行います。
- 4 管理者は、あらかじめ事務担当者を指名し、ツイッターの利用を行います。
- 5 あらかじめ管理者が指定した情報端末のみで認証を行い、それ以外の個人のパソコン、スマートフ

オン等では認証を行いません。但し、管理者が認める場合はこの限りではありません。

※「フォロー」他のユーザーを指定し、登録(フォロー)することで、その相手の発信内容を自分のホーム画面に表示させることです。

※「リツイート」他ユーザーの発信を自分が再度発信(リツイート)し、自分をフォローしているユーザーにも共用できるようにすることです。

## 7 禁止事項

本アカウントは、利用者による次の各号に掲げるコメントを禁止し、管理者がこれらに該当するものと認めた場合は、利用者により断りなく、コメントの全部または一部を削除します。また、次の各号に掲げるコメントを投稿したユーザー等については、アカウントをブロックする場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良な風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 犯罪行為等を誘発すると思われるもの
- (13) 本アカウントが発信した内容の一部または全部を改変したもの
- (14) ツイッターの利用規約に反すると思われるもの
- (15) その他さいたま市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 8 個人情報の取扱い

- (1) 「いいね！」ボタンやコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、ユーザーがツイッター利用規約に基づいて公開を承認したものとみなします。
- (2) さいたま市が、本アカウントへ投稿された記事に対し、「いいね！」ボタンのクリックやコメントした利用者について、アクティビティを監視または収集するものではありません。

## 9 知的財産権

本アカウントに掲載されている個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、さいたま市または原作者に帰属します。また、内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 1 0 免責事項

- (1) さいたま市は、本ツイッターに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) さいたま市は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) さいたま市は、利用者が本アカウントを利用できなかったことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) さいたま市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、さいたま市は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (6) さいたま市は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

## 1 1 緊急対応

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除します。

## 1 2 その他

この運用方針に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めます。

## 1 3 適用

この運用方針は、令和4年12月7日から適用します。